

広島県告示第四百二十六号

令和二年広島県告示第七百八十九号（令和二年度地籍調査事業計画）の一部を次のように変更する。

令和三年四月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる内容を同表の変更後の欄に掲げる内容に傍線で示すように変更する。

| 変更後 | | 変更前 | |
|--------------|--|---------------------------|---|
| 一 地籍調査本体事業 | | | |
| 調査を行う者の名称 | 調査地域 | 調査期間 | |
| 安芸高田市 (略) | (略) | (略) | |
| 北広島町 | 大朝の一部、 川戸の一部、 寺原の一部、 川東の一部 | 交付決定の日、 令和三年 三月三十一日 | 大朝の一部、 川戸の一部、 寺原の一部、 川井の一部、 川東の一部 |
| 大崎上島町 | 川井の一部 | 交付決定の日、 令和四年 一月三十一日 | 北広島町 |
| 世羅町 | 三郎丸の一部、 中原の一部、 寺町の一部、 京丸の一部、 堀越の一部 | 交付決定の日、 令和四年 三月三十一日 | 大崎上島町 (略) |
| 神石高原町 | 李の一部、 井関の一部、 草木の一部、 近田の一部、 上豊松の一部 | 交付決定の日、 令和三年 三月三十一日 | 神石高原町 |
| | | 交付決定の日、 令和四年 三月三十一日 | 草木の一部、 李の一部、 上豊松の一部、 井関の一部 |
| | | | 交付決定の日、 令和三年 三月三十一日 |
| 一 地籍調査本体事業 | | | |
| 調査を行う者の名称 | 調査地域 | 調査期間 | |
| 安芸高田市 (略) | (略) | (略) | |
| 北広島町 | 大朝の一部、 川戸の一部、 寺原の一部、 川井の一部、 川東の一部 | 交付決定の日、 令和三年 三月三十一日 | 北広島町 |
| 大崎上島町 | 川井の一部 | 交付決定の日、 令和四年 一月三十一日 | 大崎上島町 (略) |
| 世羅町 | 三郎丸の一部、 中原の一部、 寺町の一部、 京丸の一部、 堀越の一部 | 交付決定の日、 令和四年 三月三十一日 | 大崎上島町 (略) |
| 神石高原町 | 李の一部、 井関の一部、 草木の一部、 近田の一部、 上豊松の一部 | 交付決定の日、 令和三年 三月三十一日 | 神石高原町 |
| | | 交付決定の日、 令和四年 三月三十一日 | 草木の一部、 李の一部、 上豊松の一部、 井関の一部 |
| | | | 交付決定の日、 令和三年 三月三十一日 |